

矢板市空き家バンクのご案内

空き家バンク制度とは

空き家・空き地（以下、空き家等）に関する情報を市のホームページに掲載し、空き家等を売りたい・貸したい方と買いたい・借りたい方との仲介を行う制度です。

自分にとって不要な空き家等でも、必要としている方がいるかもしれません。

空き家等を有効活用したい方、空き家等をお探しの方は、ぜひご利用ください。

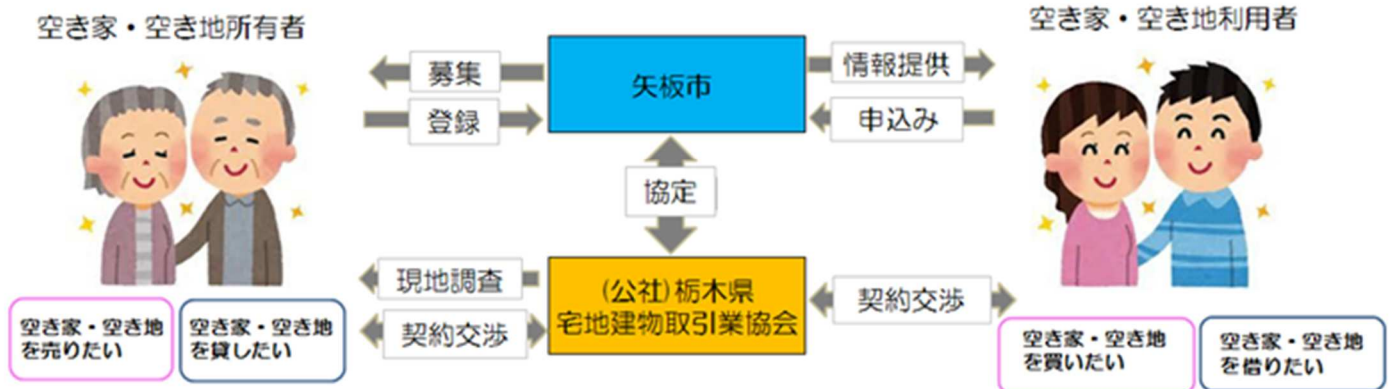
対象

・個人の居住又は店舗経営を目的として建築された一戸建ての空き家及び住宅建築用の空き地。

ただし、次のものは除きます。

- 賃貸借又は分譲を目的としたもの
- 老朽化が著しい建物
- 農地等、他法令で不動産取引や利用の制限がされる土地や不動産業者が所有する土地 など

空き家バンク



利用手続き

○空き家・空き地を売りたい方・貸したい方

①登録申込み	空き家等の売却や貸借を希望する所有者は、物件登録に必要な書類を都市整備課に提出します。
②物件調査	所有者立会いのもと、市・担当宅建業者による事前調査や写真撮影（外観・屋内）を行い、今後の流れや注意事項について説明します。
③物件紹介	市空き家バンクのホームページで公開し、物件を紹介します。
④交渉・契約	物件を見学したい・買いたい・借りたいなどの問合せを受けると、担当宅建業者が所有者に確認の上、その仲介により交渉を開始します。契約成立時には仲介手数料が発生します。

○空き家・空き地を買いたい方・借りたい方

①物件情報の閲覧	市ホームページから物件情報が閲覧できます。
②利用登録	登録物件の見学を希望される方は、利用登録に必要な書類を都市整備課に提出します。
③物件見学	担当宅建業者立会いのもと、希望の物件を見学します。
④交渉・契約	見学後、空き家等の購入・貸借を希望される方は、担当宅建業者の仲介により交渉を開始します。契約成立時には仲介手数料が発生します。

お問合せ・申込み

〒329-2192 矢板市 建設部 都市整備課 TEL 0287-43-6213
FAX 0287-43-9790 e-mail toshikeikaku@city.yaita.tochigi.jp

